

鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領

第1条 目的

この要領は、平成28年2月3日付厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知及び平成28年2月3日付厚生労働省発雇児0203第2号厚生労働事務次官通知に基づき実施する就職準備金、保育料の一部及び子どもの預かり支援事業利用料金の一部（以下「就職準備金等」という。）の貸付事業を円滑に実施することを目的とする。

第2条 貸付対象

就職準備金等の貸付の対象は、平成29年4月1日以降に、新たに保育士として週20時間以上の勤務を行う以下に掲げる者とする。

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業」を行う者

(2) 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。

- ①保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- ②以下に掲げる施設若しくは事業を離職後、1年以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③保育所等に新たに勤務する者

(3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

以下の要件のいずれも満たす保育所等に新たに勤務する保育士

- ①未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- ②保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

第3条 貸付期間及び貸付額

1 貸付期間（就職準備金貸付を除く。）は、以下に掲げる期間とする。

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。

(2) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児の保育料の半額（10円未満の端数は、切り捨て）とし、月額27,000円を上限とする。

(2) 就職準備金貸付

400,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働局）による保育士の有効求人倍率が全国平均を超えない場合においては、200,000円以内とする。なお、貸付けにあたっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとし、以下の例を参考に、保育所等への就職にあたって必要と考えられる費用に限定する。

（就職準備金の使途の例）

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
 - ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
 - ・ 保育所等で使用する被服費
 - ・ 保育所等の勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用
 - ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
 - ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
 - ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など
- (3) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額 123,000 円以内とする。

第4条 貸付方法及び利子

- 1 就職準備金等は、鳥取県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

第5条 連帯保証人

- 1 就職準備金等の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人は、鳥取県内に居住する者でなければならない。

第6条 貸付申請

就職準備金等の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる申請書類を県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書（様式第1号）
 - ②申請者の子どもに係る保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
 - ③保育士証の写し
 - ④新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）が確認できる書類及び履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- (2) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
 - ①未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（様式第1号の2）
 - ②申請者の子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類
 - ③保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
 - ④子どもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類
 - ⑤保育士証の写し
 - ⑥新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）が確認できる書類及び履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- (3) 就職準備金貸付
 - ①就職準備金貸付申請書（様式第2号）

- ②就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
- ③保育士証の写し
- ④新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）が確認できる書類及び履歴書（保育所等に提出した履歴書の写しでも可）

第7条 貸付けの決定及び通知

県社協会長は、前条の申請書類の提出があった場合において就職準備金等を貸付けることが適当と認めるときは、就職準備金等の貸付けの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第8条 貸付申請の変更等

1 前条の規定による貸付けの決定を受けた者（以下「貸付対象者」という。）は、対象経費の変更等により、貸付けの増額をしようとするときは、速やかに県社協会長に対し、以下の変更申請書類を提出しなければならない。

- (1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
 - ①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付変更申請書（様式第3号）
 - ②申請者の子どもに係る保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
- (2) 未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援事業利用料金の一部貸付
 - ①未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援事業利用料金の一部貸付変更申請書（様式第3号の2）
 - ②子どもへの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類
- (3) 就職準備金貸付
 - ①就職準備金貸付変更申請書（様式第4号）
 - ②就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）

2 県社協会長は、前項の変更申請書類の提出があった場合において就職準備金等を増額して貸付けることが適当と認めるときは、就職準備金等の貸付けの変更決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第9条 就職準備金等の貸付

1 県社協会長は、第7条及び前条第2項の規定による貸付けの決定を行った後、以下のとおり貸付対象者に対し就職準備金等を貸付ける。

- (1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付及び未就学児を持つ保育士の子どもへの預かり支援事業利用料金の一部貸付

原則として、下表の期日に分割して貸付ける。ただし、県社協会長が必要があると認めるときは、この限りでない。

| 貸付対象 | 貸付期日 |
|-------------------|------|
| 4月分から8月分までの保育料の半額 | 8月末 |
| 9月分から3月分までの保育料の半額 | 3月末 |

- (2) 就職準備金貸付

貸付け決定後、原則として20日以内に一括して貸付ける。

- 2 県社協会長は、就職準備金等の貸付けを全て終えたときは、貸付対象者に対して、その旨を通知する。

第10条 就職準備金等実績報告書の提出

貸付対象者（貸付対象者が死亡した場合は、その連帯保証人）は、前条第2項の規定による通知を受けた日の翌日から2週間以内に就職準備金等実績報告書（様式第5号）を県社協会長に提出しなければならない。

第11条 就職準備金等の額の確定等

- 1 県社協会長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、決定内容等に従って対象費用に充当されていると認めるときは、貸付けの額を確定し、貸付対象者（貸付対象者が死亡した場合は、その連帯保証人）に通知するものとする。
- 2 第9条第1項の規定により貸付けた額が、前項の規定により確定した額を上回る場合は、県社協会長は貸付対象者に対して、当該上回る額の返還を求め、貸付対象者はこれを返還しなければならない。

第12条 貸付契約の解除及び休止

- 1 貸付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除する。
 - (1) 退職したとき
 - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 貸付対象者が疾病その他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで、未就学児をもつ保育料の一部貸付けを行わないものとする。
- 3 県社協会長は、貸付対象者が就職準備金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 4 県社協会長は、第1項及び前項の規定により契約を解除したとき、又は第2項の規定により貸付けを休止したときは、貸付対象者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第13条 就職準備金等借用証書の提出

貸付対象者（貸付対象者が死亡した場合は、その連帯保証人）は、第11条第1項の規定による通知又は前条第4項の規定による通知（契約を解除したときに限る。）を受けた日の翌日から2週間以内に就職準備金等借用証書（様式第6号）に印鑑登録証明書を添えて県社協会長に提出しなければならない。

第14条 返還の債務の当然免除

- 1 県社協会長は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、就職準備金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 就職準備金等の貸付けを受けた者が鳥取県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、当該業務従事期間には算入しない。）引き続きこれらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就職準備金等の貸付けを受けた者の意思によらず、鳥取県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。
- (2) (1) に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 返還免除を受けようとする者は、就職準備金等返還免除申請書（様式第7号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めたときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第15条 就職準備金等の返還

- 1 就職準備金等の貸付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
 - (1) 就職準備金等の貸付契約が解除されたとき
 - (2) 貸付対象者が鳥取県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき
 - (3) 貸付対象者が鳥取県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

第16条 返還債務の履行の猶予

- 1 県社協会長は、貸付対象者が鳥取県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事している場合には、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金等の返還の債務の履行を猶予する。
- 2 県社協会長は、貸付対象者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合には、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない就職準備金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- 3 前項の規定による猶予（以下「返還猶予」という。）を受けようとする者は、就職準備金等返還猶予申請書（様式第8号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 4 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還猶予が適当と認めたときは、返還猶予の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第17条 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、就職準備金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、かつ、相続人又は第5条で規定する連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、貸付けた就職準備金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
 - (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた就職準備金等を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等就職準備金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 鳥取県内において1年以上保育所等の業務に従事したとき
返還の債務の額の一部
- 2 返還免除を受けようとする者は、就職準備金等返還免除申請書（様式第7号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 県社協会長は、前項の申請書の提出があった場合において返還免除が適当と認めるときは、返還免除の決定をし、申請者及びその連帯保証人に対してその旨を通知するものとする。

第18条 延滞利子

県社協会長は、就職準備金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて就職準備金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第19条 届出

- 1 貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を県社協会長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき
就職準備金等借受人氏名（住所）変更届（様式第9号）
 - (2) 就職準備金等の貸付けを受けることを辞退するとき
就職準備金等辞退届（様式第10号）
 - (3) 就業場所を移転したとき
就業先変更届（様式第11号）

- (4) 保育所等を退職したとき
退職届（様式第12号）
 - (5) 保育所等を休職したとき
休職届（様式第13号）
 - (6) 保育所等に休職から復職したとき
復職届（様式第14号）
 - (7) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき
就職準備金等連帯保証人氏名（住所）変更届（様式第15号）
 - (8) 貸付金振込口座を変更したとき
就職準備金等振込口座変更届（様式第16号）
- 2 連帯保証人は、貸付対象者が死亡したときは、就職準備金等借受人死亡届（様式第17号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付対象者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、就職準備金等連帯保証人変更届（様式第18号）を県社協会長に提出しなければならない。

第20条 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県保育士就職準備金等貸付事業事務取扱要領の規定は、平成29年4月1日以降に新たに保育士として勤務を行う者について適用し、同日前に保育士として勤務を行っている者については、なお従前の例による。